

I 平成16年度の高齢者保健福祉施策の展開について

1. 介護保険制度の見直しについて

(1) 介護保険法における見直し検討規定

介護保険制度については、法律の附則で、施行後5年を目途として制度の全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされている。

○介護保険法附則第2条（検討）

介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配意し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金（その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料（地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、この法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

(2) 社会保障審議会における検討

介護保険制度の見直しの検討に当たっては、社会保障審議会に介護保険部会を設置し、介護保険制度に関する課題及びその対応方策等について議論を行っている。

(介護保険部会の開催状況)

平成15年

5月27日(第1回) 介護保険部会の議事運営について

7月7日(第2回) 運営状況の検証の議論(保険給付、サービス利用の状況)

7月28日(第3回) 運営状況の検証の議論(市町村の保険財政、保険料の状況)

9月12日(第4回) 運営状況の検証の議論(保険給付、要介護認定の状況)

10月27日(第5回) これまでの議論の整理、今後の進め方について

11月20日(第6回) 保険者の在り方について

給付の在り方(痴呆性高齢者ケア等)

12月22日(第7回) 給付の在り方(給付水準、軽度要介護者、在宅と施設等)

平成16年

1月26日(第8回) 給付の在り方(個別サービスの課題、給付体系の在り方)

(今後の予定)

2月 サービスの質の確保
要介護認定

3月 負担の在り方
保険料、財政調整等
被保険者の範囲

(4月～6月 議論の取りまとめを目指し審議)

※ 開催回数は、今後の審議の状況等により、柔軟に取り扱うものとする。

(3) 介護保険部会におけるこれまでの主な意見

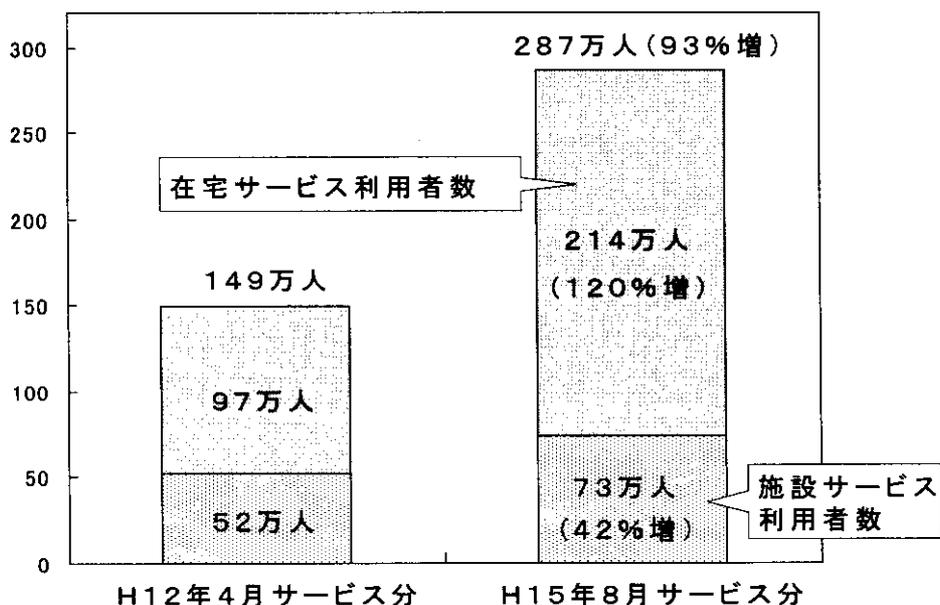
① 制度見直し全般

- ・ 制度の持続可能性の追求が最も重要な課題である。
- ・ 被保険者の範囲、財源の負担割合など抜本的な見直しも視野に入れるべきである。

【第1号被保険者数と要介護認定者数の推移】

	2000年4月末	2003年10月末
第1号被保険者数	2,165万人	2,420万人(12%増)
要介護認定者数	218万人	371万人(70%増)

【利用者数の推移】



【介護保険の総費用及び給付費の推移】

	2000年度 (実績)	2001年度 (実績)	2002年度 (実績)	2003年度 (補正後)	2004年度 (予算案)
総費用	3.6兆円	4.6兆円	5.2兆円	5.7兆円	6.1兆円
給付費	3.2兆円	4.1兆円	4.7兆円	5.1兆円	5.5兆円

※2000年度は11ヶ月分。

※2003年度は補正後予算案ベース。2004年度は予算案ベース。

【第1号被保険者の介護保険料】

(2000年度～2002年度)	(2003年度～2005年度)
平均2,911円/月	平均3,293円/月(+13.1%)

※介護保険制度は3年ごとに保険料を見直すこととしており、各市町村において2003年度から3か年の保険料を設定。

【介護保険制度に対する評価】

平成15年9月11日 読売新聞朝刊

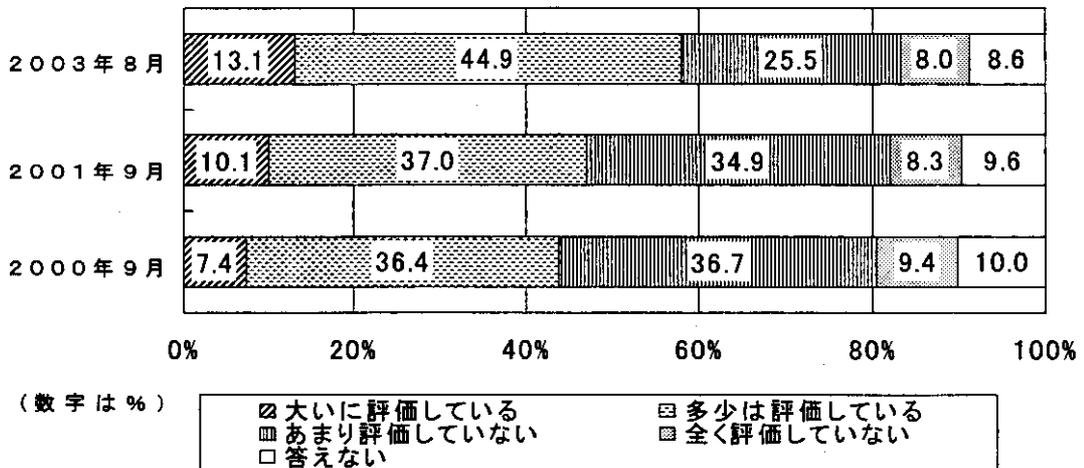
2000年4月の導入から
まだ不足3年半で十分な効果
が現れていない。調査した
介護制度について「評価
している」が58%、「評価
していない」が38%を
示している。このうち「上
回った」と感じる人は20
00年9月、2001年9月
に比べて1割増。制度導入半
年後の2000年調査では
「評価している」(46%)
が「評価していない」(44%)
を小差で下回っていた。2
001年には「評価している」
が47%に増え、今回(2003
年)は58%に上がった。
介護サービスの利用が増え

え、制度の理解や仕組がたつ
たことで国民の認知度は高まっ
たためと見られる。一方で
介護保険制度は「高
齢者を介護する家族の負担が
軽減した」と感じる人が
1割増えた。一方で「評価は低
い」と感じる人は「評価は低
い」と感じる人が増えている。

介護保険「評価」58% 徐々
信頼高まるに

《「介護保険制度を評価しているか」との問いに対する回答》

(読売新聞世論調査 2003年9月11日朝刊)



② 保険者の在り方

ア 保険者の規模

- ・ 小さな市町村はリスク分散できず保険料の負担が高いケースがある。保険者の規模の拡大、広域化を進めていくことが必要である。
- ・ 介護保険により市町村の高齢者福祉はレベルアップした。住民の生活圏を考慮した地域保険という制度創設時の考え方を尊重すべきである。

イ 保険者の機能・権限

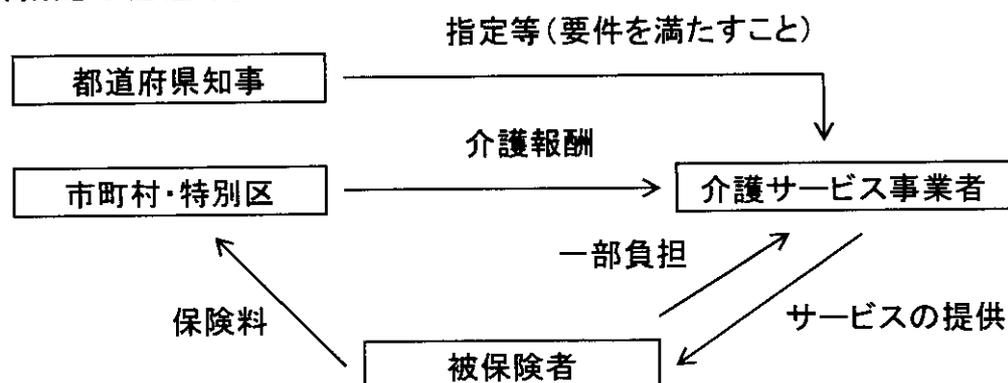
- ・ 保険者である市町村が、利用者と事業者の間に立ち、保険運営をコントロールする機能を十分持つことが重要である。
- ・ 都道府県の事務となっている事業者指定について、市町村の関与を強めることが必要である。
- ・ 市町村が、事業所の立入権限を担えるようにすべきである。

【介護保険の保険者運営を行う広域連合等の構成市町村】（平成15年4月1日現在）

	地域数	構成市町村		
		市	町	村
広域連合	39	26	213	92
一部事務組合	30	22	142	28
市町村相互財政事業	3	1	7	4
計	72	49 (7.0%)	362 (18.5%)	124 (22.5%)

(注) ()は全国の市及び特別区(700)、町(1961)、村(552)に対する割合。

【事業者指定の仕組み】



③ 被保険者の範囲

- ・ 被保険者の範囲の拡大は、実態をよく見極め、議論していくことが必要である。
- ・ 被保険者の範囲の拡大は、障害者サービスとの統合とセットで将来的には考えていかざるを得ない。

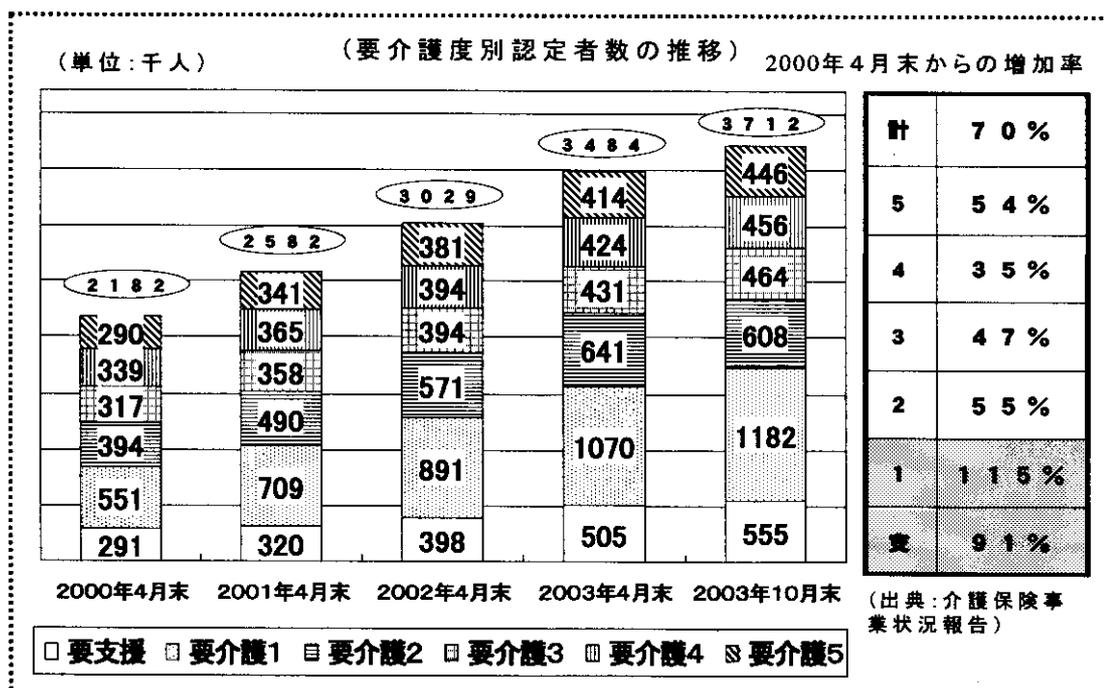
④ 保険給付の内容・水準

ア 給付費の水準

- ・ 介護保険は、介護サービスの基本的部分をカバーする制度であり、給付を基本的な部分に絞るべきである。
- ・ 給付を安易に抑制することは、サービスの質を落とすことにもつながるので、避けるべきである。
- ・ 健康な老人を増やすことが、給付費の抑制につながる。介護予防の機能や高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを考えるべきである。

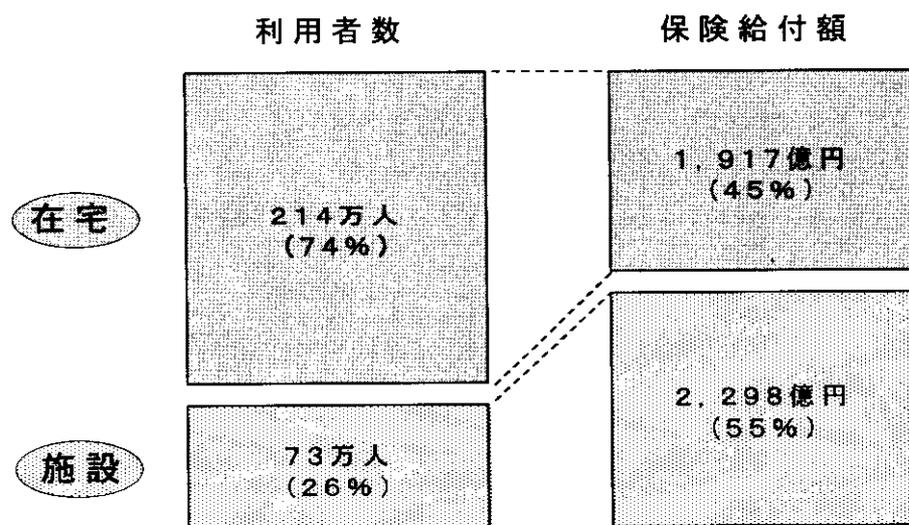
イ 要支援、要介護1に対する給付の在り方

- ・ 要支援、要介護1・2が大変伸びており、財政に大きな影響がある。
- ・ 要支援の廃止を含めた認定区分の簡素化を行うべきである。
- ・ 要支援、要介護1・2の改善率が低いのは大きな問題である。適切な介護予防サービスを提供するにすれば、給付も軽減できる。

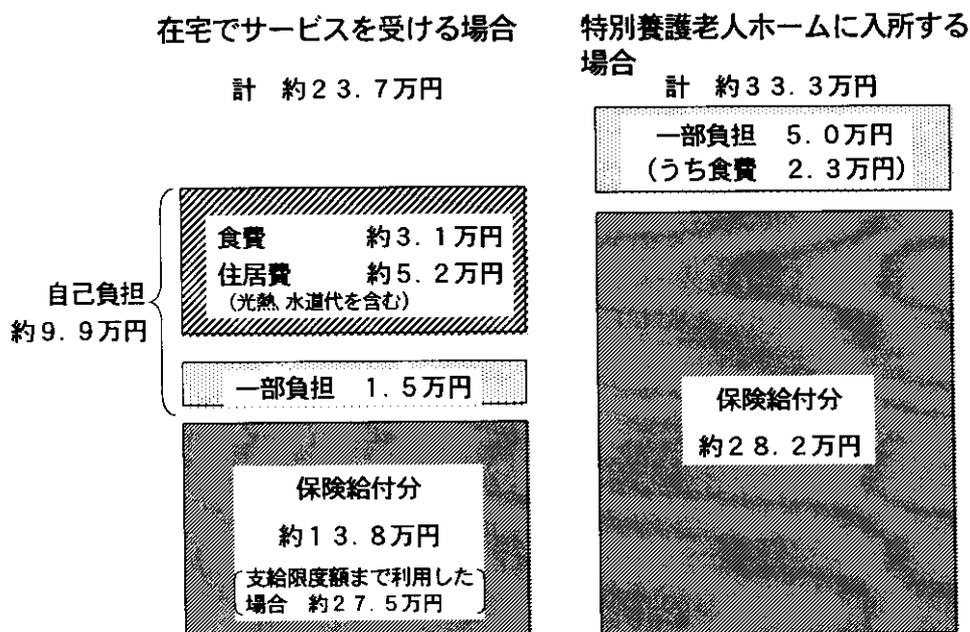


ウ 在宅と施設の在り方

- ・ 介護保険は、本来は在宅重視であるはずである。施設志向が強くなっているのは問題ではないか。
- ・ 在宅と施設との間に不公平感がある。ホテルコストなど利用者負担の見直しを行い、在宅との公平を図ることが必要である。
- ・ 食費やホテルコストを議論する際には、低所得者に配慮すべきである。



(出典：介護保険事業状況報告 2003年8月サービス分)



(注1)単身の要介護4の高齢者について比較したもの。

(注2)「保険給付」及び「一部負担」は、2003年4月～8月サービス分の介護保険からの給付実績の平均値。

(注3)在宅の「食費」及び「住居費」は、「平成14年家計調査年報」の単身の高齢者(65歳以上)のデータ。「住居費」のうち地代・家賃は持家世帯を除いて推計した。

(注4)要介護4の在宅サービスの支給限度額は、306,000円(保険給付分275,400円、一部負担30,600円)である。

エ サービス体系

- ・ 今後、痴呆性高齢者が増大することを考えると、介護保険のサービス体系も痴呆性高齢者ケアが中心になっていくものと考えられる。
- ・ 地域における小規模多機能サービスを介護保険に位置付けていくことが必要である。
- ・ 施設類型について機能別に類型化し、再整理することが必要である。
- ・ 在宅で介護を行っている家族に対する支援を充実すべきである。

【要介護認定者における痴呆性高齢者の推計】

(単位:万人)

		要介護(要支援)認定者	認定申請時の所在(再掲)				
			居宅	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	その他の施設
総 数		314	210	32	25	12	34
再掲	自立度Ⅱ以上	149	73	27	20	10	19
	自立度Ⅲ以上 (25)	79 (25)	28 (15)	20 (4)	13 (4)	8 (1)	11 (2)

※ 2002年9月末についての推計。

※ 「その他の施設」: 医療機関、グループホーム、ケアハウス等

※ 「自立度Ⅱ」: 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

※ 「自立度Ⅲ」: 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

※ カッコ内は、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の再掲

オ 医療との連携

- ・ 介護予防、医療保険、介護保険の3つが連続してサービス提供できる仕組みに変えていくべきである。
- ・ 医療ニーズのある利用者への看護と介護の連携を検討すべきである。

⑤ サービスの質の確保

ア ケアマネジメント

- ・ ケアマネジャーがケアプランの質を検証できる能力の向上が必要である。
- ・ ケアマネジャーの独立性・中立性が確保されるようにすべきである。

イ 第三者評価・権利擁護

- ・ グループホームだけでなく、様々な介護サービスの第三者評価が必要である。
- ・ 高齢者虐待に対する防止・救済措置の在り方を検討すべきである。
- ・ 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業なども検証する必要がある。

ウ 事業者の指導・監督

- ・ 不正請求事件を見ても、事業者の指導の強化が必要である。
- ・ 在宅サービスの質を高めるため、教育制度や研修の向上が必要である。

【指定取消処分等の状況】

○ 2000年4月～2003年12月の累計

- ・ 127件（33都道府県 121事業者 192事業所9施設）

○ 事業者の内訳の推移

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	合計
株式会社等	3	9	30	33	75
医療法人	3	3	4	6	16
特定非営利活動法人	—	3	3	5	10
社会福祉法人	—	4	5	5	14
個人・企業組合	1	1	2	2	6
合計	7	20	44	51	121

※ 2003年度は、12月までの実績

※ 複数年度で取消しを受けている事業者がいるため、合計において一致しない。

⑥ 要介護認定

- ・ 介護保険制度施行3年半を経て、要介護認定は定着し、おおむね高い評価を得ている。
- ・ 認定事務の簡素化、要介護認定の有効期間の拡大について検討すべきである。

⑦ 保険料・納付金の負担の在り方

ア 保険料

- ・ 遺族年金、障害基礎年金を特別徴収の対象とすべきである。
- ・ 低所得者の定義を明確にし、低所得者対策を構築すべきである。

イ 財政調整等

- ・ 調整交付金5%を現行の国庫負担25%から別枠にすべきである。
- ・ グループホーム及びケアハウス等に住所地特例を適用すべきである。

【介護保険制度の費用構造】

第1号保険料 (18%)	年金からの特別徴収 (約80%)	普通徴収 (約20%)
第2号保険料 (32%)	支払基金から交付	
公費 (50%)	国 (25%) 都道府県 (12.5%) 市町村 (12.5%)	

⑧ 他制度との関係等

- ・ 制度の持続可能性と、医療、年金、介護という社会保障の制度横断的な視点から、検討することが重要である。

2. 平成16年度老人保健福祉関係予算（案）の内容

平成16年度老人保健福祉関係予算（案）の概要

— 老 健 局 —

(15年度予算額) (16年度予算額(案))
老人保健福祉関係予算 1兆8,961億円 → 2兆570億円

*
老健局計上経費 1兆4,335億円 → 1兆5,356億円

*他局計上分(2号保険料国庫負担金等)を除いた額である。

【主要事項】

I 介護給付に対する国の負担等 1兆7,921億円

○介護保険の総費用

(15年度) (16年度)
5兆3,995億円 → 6兆1,267億円(7,272億円 +13.5%)

○国庫負担総額

(15年度) (16年度)
1兆5,594億円 → 1兆7,921億円(2,327億円 +14.9%)

1. 介護給付費負担金 1兆903億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

2. 調整交付金 2,726億円

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。

(各市町村間の後期高齢者割合等に応じて調整)

3. 財政安定化基金負担金

50億円

都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその3分の1を負担。

II 介護サービスの質の向上

17億円

1. 介護サービスの第三者評価モデル事業の実施（新規）

利用者による良質なサービスの選択を支援するとともに、介護サービスの質の向上を促すため、第三者による介護サービスの質の評価等をモデル的に実施（「介護予防・地域支え合い事業」に計上）。

2. ケアマネジメントの質の向上

12億円

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する実務研修や現任研修を着実に実施し、質の向上を図るとともに、ケアマネジメントリーダーの養成、ケアマネジャーに対する個別相談、ケアプランの作成支援等を行う「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」を推進。

3. 福祉用具・住宅改修の適正な活用

介護実習・普及センターや在宅介護支援センター等を拠点として、地域リハビリテーション活動との連携の下に、福祉用具の適合や住宅改修についての具体的な相談に応じるとともに、介護支援専門員等に対し、福祉用具・住宅改修に関する研修を行い、福祉用具・住宅改修の適正な活用を推進（「介護予防・地域支え合い事業」に計上）。

Ⅲ 介護サービスの提供体制の整備

1, 739億円

1. 特別養護老人ホーム等の整備

939億円

特別養護老人ホーム等の整備を計画的に行うとともに、サテライト方式によるデイサービスの推進を図るため、民家改修経費について支援を行う。

・特別養護老人ホーム	14,500人分
・老人保健施設	6,500人分
・痴呆性高齢者グループホーム	4,455人分
・短期入所生活介護（ショートステイ）	5,000人分
・通所介護（デイサービス）	960か所
・ケアハウス	3,700人分

2. ユニットケアの研修の実施

1億円

施設においてユニットケアの特徴を活かしたサービス提供を確保するため、ユニットケアを導入する特別養護老人ホームの管理者及びユニットリーダーに対して研修を実施。

- ・ユニットリーダー実地研修施設 10か所 → 15か所

Ⅳ 痴呆性高齢者対策の推進

6.4億円

- 痴呆性高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域の見守り・支援体制（痴呆にやさしい地域づくりネットワーク）の構築を進めるとともに、グループホームの開設予定者に対する研修やグループホーム外部評価機関の立ち上げ支援等を実施（「介護予防・地域支え合い事業」に計上）。
- 全国3か所の高齢者痴呆介護研究センターにおいて、痴呆性高齢者の介護技術等に関する研究や、地域において介護技術の指導に当たる者の養成研修を実施するとともに、指導者養成研修修了者を対象としたフォローアップ研修を実施。

V 介護予防対策等の充実

400億円

○ 介護予防・地域支え合い事業

高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態にならずに、自立した生活を送ることができるよう、市町村が行う各種の取り組みを支援。

(新規メニュー)

- ・痴呆にやさしい地域づくりネットワーク形成事業
- ・痴呆性高齢者地域生活支援事業
 - グループホーム開設予定者等研修事業
 - グループホーム外部評価機関立ち上げ支援事業

VI 適正化の推進等

60億円

- 介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保するため、介護サービスの適正化を推進するとともに、事業の広域化を図る市町村等に対し、システムの構築経費等への支援等を実施。

VII 保健事業の推進

295億円

1. C型肝炎等緊急総合対策の推進（老人保健事業）

34億円

40歳から70歳までの老人保健法に基づく健康診査の受診者に対し、5歳刻みで節目検診を行い、平成18年度（5年間）までに全員に肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者等に対しては、節目外検診としてC型肝炎ウイルス検査等を実施。

2. 保健事業第4次計画の着実な推進

261億円

脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、高齢者が要介護状態となることを防止するため、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を推進。

(注) 補助金等の一般財源化

- 介護保険事務費交付金
- 軽費老人ホーム事務費補助金
- 介護予防・地域支え合い事業のうち生きがい活動支援通所事業分